

④ 許可申請書・添付書類について

＜許可申請書の提出書類＞

○印：必ず必要 ☆印：場合によって必要 △印：変更があった場合は必要 空白：省略可能

区分	綴る順序	様式番号	手引PART2掲載先頭ページ(P)	申請書及び添付書類	申請区分								
					新規	許可換え新規	般・特新規	業種追加	更新	般・特新規+業種追加	般・特新規+更新	業種追加+更新	般・特新規+業種追加+更新
閲覧対象書類	1	様式第1号	21	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	別紙1	24	役員等の一覧表〔法人〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	別紙2(1)	25	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		別紙2(2)	26	営業所一覧表(更新)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	別紙3	27	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	別紙4	28	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	様式第2号	29	工事経歴書 ※申請直前の事業年度に施工した工事を記載	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	様式第3号	34	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	様式第4号	36	使用人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	様式第6号	37	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10	様式第11号	38	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11	様式第15号	39	貸借対照表〔法人〕	○	○							
	(11)	様式第18号	48	貸借対照表〔個人〕	○	○							
	12	様式第16号	42	損益計算書・完成工事原価報告書〔法人〕	○	○							
	(12)	様式第19号	50	損益計算書〔個人〕	○	○							
	13	様式第17号	44	株主資本等変動計算書〔法人〕	○	○							
	14	様式第17号の2	46	注記表〔法人〕	○	○							
	15	様式第17号の3	-	附属明細表(注)※資本金1億円又は負債総額200億円超の株式会社のみ必要	○	○							
	16		97	定款〔法人〕	○	○			△		△	△	△
	17	様式第20号	60	営業の沿革	○	○			○		○	○	○
18	様式第20号の2	61	所属建設業者団体	○	○			△		△	△	△	
19	様式第7号の3	62	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	様式第20号の3	64	主要取引金融機関名	○	○			△		△	△	△	
閲覧対象外書類	1	様式第7号	65	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	別紙	73	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(1)	様式第7号の2	68	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※様式第7号で証明する場合は提出不要(2-1.2-2も同様)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	(2-1)	別紙1	74	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2-2)	別紙2	75	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	様式第8号	77	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	様式第9号	86	実務経験証明書	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆
	5	様式第10号	93	指導監督的実務経験証明書 ※特定建設業の許可申請の場合のみ	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆
	6	様式第12号	94	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所・生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	様式第13号	95	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
8	様式第14号	96	株主(出資者)調書〔法人〕	○	○			△		△	△	△	
9	添付書類	-	卒業証明書(実務経験証明書とあわせて 原本提出)	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	
		-	技術検定合格証明書等の資格証明書の写し(監理技術者資格者証の写しでも可)	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	
		97	登記事項証明書	○	○			△		△	△	△	
		97	納税証明書(県税、建設業許可申請用)	○	○								
		98	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
98	成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(身分証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10		99	委任状 ※代理人に手続きを委任する場合は、申請者の押印のある委任状が必要になります。※										

(注) 有価証券報告書提出会社の場合はその写しで可

※第三者から発行される証明書等(登記事項証明書、納税証明書、身分証明書、卒業証明書、資格者証等)は、押印のあるものが必要です。
※ 上記の他に、許可要件の確認のため別途他の書類の提出を求める場合があります。

個人事業主、個人事業主の支配人、法人の役員及び令第3条の使用人について、提出が必要です。